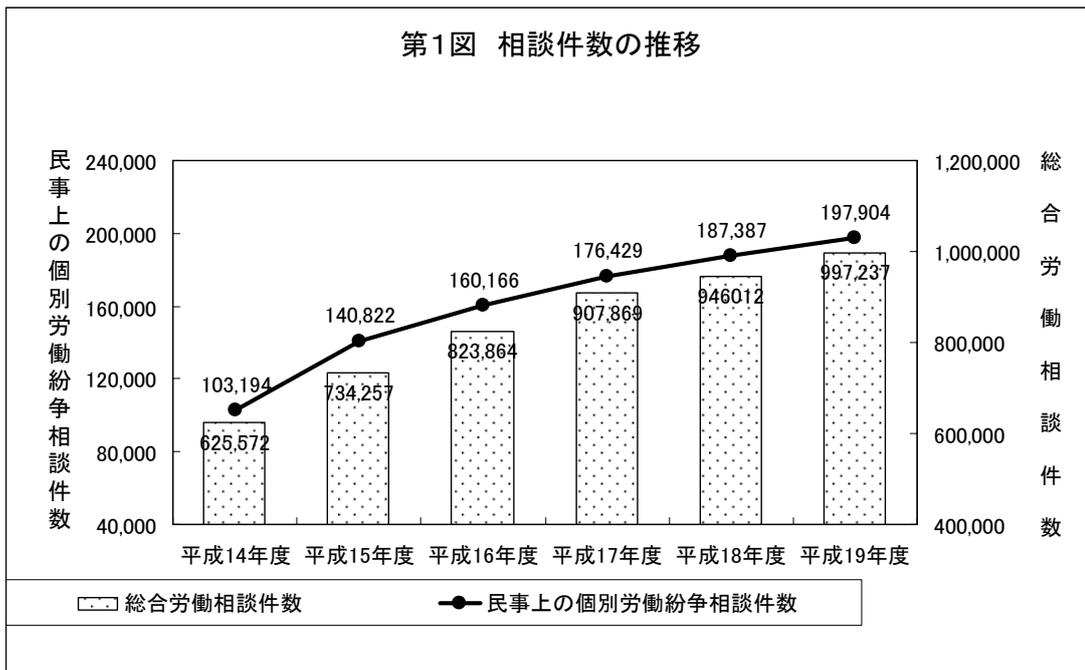


1. 相談受付状況

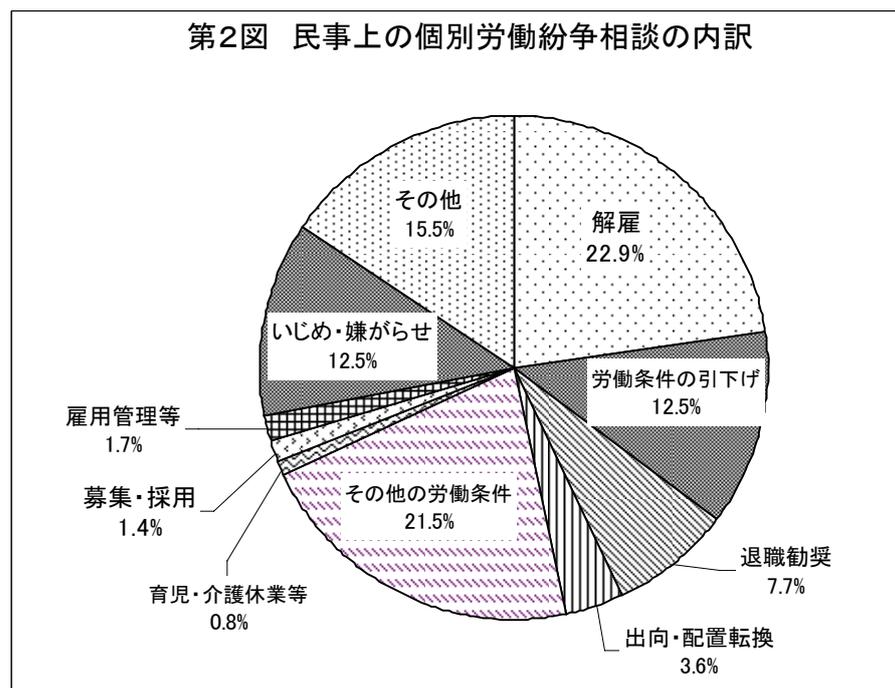
各都道府県労働局、主要労働基準監督署内、駅近隣の建物などにおいて、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナー（約300ヵ所）を設置しているところであるが、平成19年度1年間に寄せられた相談は99万7,237件であった。

このうち、労働関係法上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが19万7,904件である。

年度ごとの推移をみると、確実に件数が増えている。（第1図）



民事上の個別労働紛争に係る相談内容の内訳は、解雇に関するものが最も多く22.9%、いじめ・嫌がらせに関するもの、労働条件の引下げに関するものが12.5%と続いている。（第2図）



また、民事上の個別労働紛争に係る相談者は、労働者（求職者）が80.8%と大半を占めており、